

果樹農業振興基本方針の策定について

食料・農業・農村基本計画の見直しに併せ、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）に基づく果樹農業振興基本方針（以下「基本方針」という。）について、食料・農業・農村政策審議会果樹部会において、検討を開始する必要。

1 基本方針の性格

基本方針は、果樹農業振興の基本的な方向を明らかにするために、おおむね5年ごとに定められるもの。現行の基本方針は、当時の食料・農業・農村基本計画に合わせ、平成22年7月に策定。

○ 基本方針の策定状況（今後の予定を含む）

	<u>公表年月</u>	<u>目標年度</u>
第1次	昭和42年 3月	昭和51年度
第2次	昭和47年 3月	昭和56年度
第3次	昭和51年 8月	昭和60年度
第4次	昭和55年12月	平成 2年度
第5次	昭和61年 2月	平成 7年度
第6次	平成 2年 3月	平成12年度
第7次	平成 7年12月	平成17年度
第8次	平成12年 4月	平成22年度
第9次	平成17年 3月	平成27年度
第10次	平成22年 7月	平成32年度
第11次	平成27年 3月	平成37年度

2 基本方針において定める事項

法第2条に基づき、主要な果樹の種類（かんきつ類、りんご等13品目が政令指定）につき、以下の事項を策定。

- (1) 果樹農業の振興に関する基本的な事項
- (2) 果樹の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産目標
- (3) 栽培に適する自然的条件に関する基準
- (4) 近代的な果樹園経営の基本的指標
- (5) 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項
- (6) その他必要な事項